

会議録
平成29年第2回更別村議会臨時会
第1日（平成29年5月1日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第28号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件
- 第 6 選挙第 1号 更別村選挙管理委員及び同補充員の選挙の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	松 橋 昌 和	副議長	7番	本 多 芳 宏
	1番	安 村 敏 博		2番	太 田 綱 基
	3番	高 木 修 一		4番	織 田 忠 司
	5番	上 田 幸 彦		6番	村 瀬 泰 伸

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	森 稔 宏
教 育 長	荻 原 正	代表監査委員	笠 原 幸 宏
総 務 課 長	末 田 晃 啓		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	高 橋 祐 二	書 記	平 谷 雄 二
書 記	小野山 果 菜		

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 2 回更別村議会臨時会を開会をいたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに平成 29 年第 2 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様には大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、春耕のときを迎え、村のあちこちから力強いトラクターのつち音が響く待望の季節がやってまいりました。しかしながら、4 月中までの降雪もあり、農作業に少なからず影響があったとお聞きいたしております。これからの農作業が安全かつ順調に進められ、豊穡の秋が迎えられることを切に願うところであります。

さて、昨今国際情勢や農業を取り巻く環境が厳しさを加える中、しっかりと村民の皆様 の生活を守り、とりわけ基幹産業である農業のさらなる充実発展、一人一人が輝く村政の 実現に全力を傾注する決意であります。教育、医療、介護、福祉サービスの向上、商工業 の振興対策、少子高齢化への課題は日に日にその重要性を増し、課題も山積しています。 喫緊の課題はもとより、輝かしい開村 70 周年にふさわしい、迅速で確実な行政執行が今強 く求められています。さらなる議員各位の皆様のご指導とご協力を心よりお願い申し上げ るところであります。

本臨時会におきましては、ふるさと納税特典の拡充に伴う急激な寄附件数の増加に対応 するため、平成 29 年度更別村一般会計補正予算の件につきましてご審議をお願いするもの であります。

よろしく願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 4 番、織田さん、5 番、 上田さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託をいたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

高木議会運営委員長。

○高木議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月1日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略をいたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷をしてお手元に配付をしておきましたからご了承を願います。

◎日程第5 議案第28号

○議長 長 日程第5、議案第28号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第28号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,868万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,983万2,000円とするものであります。

内容の説明であります、歳出からご説明を申し上げます。6 ページをお開きください。
款 2 総務費で1,341万4,000円を増額し、補正後予算額を 8 億5,697万円とするものであります。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で549万5,000円を増額であります。説明欄（１）、総務管理一般事務経費で538万7,000円を増額、節 8 報償費、寄附採納贈呈品で408万円を増額するものであります。これらは、ふるさと納税の返礼品に係る費用であります。節12役務費、通信運搬費で120万円を増額するものであります。ふるさと納税の返礼品の送付代であります。節14使用料及び賃借料10万7,000円の追加であります。民間クレジットの決済による公金支払いシステムを導入しており、クレジット決済の増額を見込みまして追加するものであります。（２）、情報処理管理事務経費、節15工事請負費、移設・設置工事費で10万8,000円を増額であります。これは、北電の共架柱に村の光ケーブルを設置しております。北電柱立てかえに伴いまして光ケーブルを移設しなければならないため、移設工事費を追加するものであります。

目 9 住民活動費で791万9,000円を増額であります。説明欄（１）、協働のまちづくり基金積立金、節25積立金、協働のまちづくり基金積立金のふるさと納税による寄附分として791万9,000円を増額するものであります。

続いて、7 ページにまいります。款 3 民生費で96万円を増額し、補正後予算を 6 億6,873万4,000円とするものであります。項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費で96万円を増額であります。説明欄（１）、福祉基金積立金、節25積立金、福祉基金積立金のふるさと納税による寄附分として96万円を増額するものであります。

続いて、款 6 農林水産業費で168万円を増額し、補正後予算額を 4 億1,082万9,000円とするものであります。

項 1 農業費、目 1 農業振興費で168万円を増額であります。説明欄（１）、農業振興基金積立金、節25積立金、農業振興基金積立金のふるさと納税による寄附分として168万円を増額するものであります。

款10教育費で263万5,000円を増額し、補正後予算額を 7 億1,276万6,000円とするものであります。

項 1 教育総務費、続いて 8 ページにまいりまして、目 3 こども夢推進費として263万5,000円を増額であります。説明欄（１）、こども夢基金積立金、節25積立金、こども夢基金積立金のふるさと納税による寄附分として263万5,000円を増額するものであります。

続きまして、歳入の説明にまいります。5 ページをお開きください。款16寄附金で1,319万4,000円を増額し、補正後予算額を1,320万円とするものであります。

項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、節 1 総務費寄附金、説明欄にまいりまして、協働のまちづくり基金指定寄附金としてふるさと納税による寄附金791万9,000円を増額するものであります。

目 2 教育費寄附金、節 1 教育費寄附金、説明欄、こども夢基金指定寄附金としてふるさと

と納税による寄附金263万5,000円を増額するものであります。

目3民生費寄附金、節1社会福祉費寄附金、説明欄にまいりまして福祉基金指定寄附金としてふるさと納税による寄附金96万円を増額するものであります。

目4農林水産業費寄附金、節1農業費寄附金、説明欄、農業振興基金指定寄附金としてふるさと納税による寄附金168万円を増額するものであります。

款17繰入金で549万5,000円を増額し、補正後予算2億7,115万5,000円とするものであります。

項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で549万5,000円を増額であります。節1財政調整基金繰入金で549万5,000円を一般財源不足分として増額するものであります。

以上ご提案申し上げます、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、太田さん。

○2番太田議員 ふるさと納税全般についての質問なのですが、ふるさと納税額に対してどれぐらいの経費がかかって、村はどれぐらいの収益があるのか、何%ぐらい収益があるのかというところを教えてください。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税につきましては、納税をいただいた方に返礼品の送付を行っておりますけれども、ふるさと納税の金額に応じて返礼品のメニューを幾つか用意しております。金額もまちまちなのですが、寄附額に対して1万円の納付に対しましては、1万円に対して3割から4割程度の返礼品の金額となっております。ただ、3万円のふるさと納税をいただいた場合は若干この率が上がる。カントリーパークの宿泊券を用意しておりますけれども、これは納付の額に比べると若干率が高いというような返礼品を用意してございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、太田さん。

○2番太田議員 村として全体的なやりくりがあった中でどれぐらいの収益、何%ぐらい、総額に対して大体これぐらいの経費がかかって、何%のという目標というか、そういった全体的な村が掲げる指数というものはございますでしょうか。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 特に収益、納付の額に対する率として目標を掲げているわけではありませんけれども、納付がありましたら先ほどご説明した返礼品をお送りしているのと、返礼品の送付に係る郵送料がかかってきます。クレジット決済だと1%の手数料が出てきますので、はっきりした収益の目標は掲げてございませんが、5割は切らないような形にはなっているとございます。

○議長 長 6番、村瀬さん。

○6 番村瀬議員 指定寄附ということで教育費に充てられている部分のこども夢基金の積み立てですが、このたびの予算で3子の子どもの給食費の無料化ということがございました。実は、この辺の充て方についてなのですが、充てられる性質のものでないのか、もしそれは充てられるということであったとすれば、そこに充てないとした理由をお聞かせください。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ふるさと納税につきましては、更別村寄附条例の寄附として取り扱うこととなります。その活用、それから管理、運用の方法は寄附条例に定めるところによりますけれども、寄附条例第2条に規定する事業のうちから寄附金を活用する用途を選ぶこととなります。納められた寄附金は、その事業に対応する基金に原則積み立てるということになっておりますので、今年度に納められたふるさと納税は原則全額各基金に積み立てて、その活用につきましては次年度以降の予算で活用、検討していくこととなります。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今ふるさと納税の関係のご説明をいただいて、補正も含めてというご説明をいただきましたけれども、以前各議員からもある程度このふるさと納税に関する対応についてのご提案、あるいは要望等を多分出しているはずでございます。その中で危惧されているというか、非常に一般村民も含めてわかりづらい部分というのはあるのではないかという判断、今でもしているところでございまして、今総務課長からも説明ありましたように、ある意味では一般の寄附条例に更別村が今ある一般を含めた寄附条例に基づいて対応するのだという1項目、そして片方やはりふるさと納税という部分の趣旨という、これを逆に言えば混合させた形で更別村としては対応しようという今のシステムになっていると思うのですが、どうも見ているとこのような細かい部分については従来ある一般の寄附条例に基づいて、10項目でしたか、11項目でしたか、詳細にわたった寄附条例に基づいてそれぞれ積み上げますよ、運用させてくださいよという言い方なのですが、どうも全国的な展開のふるさと納税という趣旨から見ると、目的的な部分の対応という部分では、少しふるさと納税という観点からちょっと違うのではないかというような思いがあるのですが、それをあえて今ふるさと納税の寄附条例という一つの部分のくくりの中で運営しているという部分、これについてやはりこういう細かい点の何十万からの寄附金も含めてという目的的な部分の寄附にあくまでも限定されているという形になってしまっていると、一方的に逆に言えば積み上げてしまって、そして費用、経費はよくわからない中で、言っては悪いけれども、一般の財政基金で運用しますという多分捉え方なのでは、ちょっとその点の捉え方というか、ちょっと乱暴というか、僕が思っているのは一般寄附は一般寄附でやっぱりきちっと条例化はあるのですから、それは一般の中で10項目、教育であれば教育の何というきちっとした部分で寄附金を募るべきであって、ふるさと納税というのはもっと大義、広い意味の部分でいただくというか、ふるさとを思う気持ちを

まず全体的に、ふるさとの活性化のためという全体枠で捉えた中でやっぱり活用すべきであって、僕が思っているのは、これは別にきちっとふるさと納税という部分を明確に示した中で運用すべきが原則でないかと思うのですけれども、その点の捉え方というか、その村の捉え方というか、運用の仕方も含めてということの考えをまず説明いただければというふうに思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 先ほどお話ししたとおり、ふるさと納税は寄附条例の寄附ということで取り扱っているのですけれども、ではそのふるさと納税とそれ以外の寄附はどう違うのかというところは地方税法で決められているのですけれども、これはもうふるさと納税、村外の方から寄附がありましたら、村のほうからは寄附受領証明書ということで、村外の方からいただくと寄附受領証明書を送って、ふるさと納税を納めた方はそれに基づいて確定申告をして税の控除を受けるという、そういう仕組みになっております。こういう仕組みを考えると、単純に村外の方と村内の方の寄附と区別の仕方はないのだろうと思っております。寄附条例に基づく、寄附ということでふるさと納税を取り扱うということは、ちょっとわかりづらいところは確かにあって、寄附条例のあり方も含めて今後ふるさと納税の取り扱い方は見直す方向で今検討をしておりますので、事務手続上もなかなかわかりづらいところがありまして、それは今後見直していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 1 番、安村さん。

○1 番安村議員 今ご回答いただいて、前向きに検討していきたいという部分もあるので、まさしく私の指摘というよりも、要望も含めてさせていただきたいのは、やっぱり一般寄附と目的的な寄附とふるさと納税という本質の納税は違うのだという形です。今る証明書を発行して税控除に使えるよという、それはもう皆さんが全国的な展開で周知されていることだから、それは認めるところなのですけれども、基本的に私の心配しているというのも、今の補正のあり方について、今ある条例から見ると事細かに、5 万であろうが3 万であろうが2 万であろうがある程度それは補正としてかけていかなければならないという義務をまず負うというのが1 点です、現実的に。それらの積立金は、全て目的積立金だから全てその基金の、それぞれの目的的な基金の中で積み上げていくよ。では、それに対する返礼品だとかそういうものの諸経費どうするのですかと問われたときに、いや、それは基金は基金で片方で全部積み上げて、運用も含めて、悪いけれども、ではどこで使えるのですか、どこで使うのですかという明確な回答がない中で、では費用だけは一般の財政基金で何でも上げてきますよという理論になってしまうと、これ目的積立金という部分で寄附されて、ふるさと納税という観点からすると非常に使いづらい。そして、寄附された方の趣旨も含めて非常にわかりづらい、どういうふうに使われているのかも明確にできないという、二重苦というか、非常にわかりづらいシステムになっているのではないかと。その点を僕は指摘というよりも、もっと明確にして、やっぱり皆さんが納税していた

だけの人の気持ちも含めて明確に、ただ返礼品を渡すのではなくて、このような形で更別村はふるさと納税として皆さんの大事な浄財を使わせていただいて、活性化のために使っているのですよという、その明文がなければ、ただおっしゃるようにふるさと納税という冠の中で寄附金をいただいて、返礼品のための手法にしかやっぱり見えてこないというのも事実だと思うのです。その点、やっぱりきちっとした対応も含めて検討はすると言っていますけれども、その点は新たにふるさと納税という部分の条例でも何でもいいからきちっと構築させて別途会計でやっていかないと、これははっきり言って一般財源と基金とごちゃまぜにして、全くわからないような運用にしか見えないのですけれども、その点区別してきちっとやりますよという形のお願いも含めて言っているのですけれども、それできますか。やってもらえるかという部分の確認を含めて回答いただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今ご指摘の点、安村議員さんからご指摘、そのとおりであります。

今本当に件数、やっどこまでできたといいますか、返礼品といいますか、そういう寄附金の特典をふやして、そしてそれが決済しやすいようにオンラインとか、いろんなふるさとチョイスとか、いろんな部分でここできました。今制度上の問題とか今ご指摘のあった部分は、早急に検討して皆さんにお示ししなければいけないというふうに思っていますし、お示しします。これは、お約束させていただきたいというふうに思います。ふるさと納税の他の寄附金とのそういうふうな部分の制度上、あるいはいろんな部分についての返礼品等々の送付代、あるいは今どこでもそうですけれども、こういうふうに使わせていただきましたということは、これは責任上ふるさと納税をやる側にあつては、いただく側にとってはこれは義務でもあるのです。ふるさと納税の趣旨、先ほど課長も説明しましたけれども、その部分含めて早急に制度上の件と、そして今ご指摘のあった点を改善していくということで、今着手をするところであります。

以上でございます。

○議 長 5番、上田さん。

○5番上田議員 今村長から答弁あったのですけれども、私もそのとおりだというふうに考えております。

考え方として、例えば更別村においては、今10項目でしたか、13項目でしたか、ありましたね。要するにどこどこに寄附できますよ、これはいいのです。ただ、村の発信の仕方として、私常に言っているのですけれども、発信の仕方として、例えば今村が進めている子育て応援課だとか、それから移住、定住だとか、要するに村独自の考え方ですね。納税者の人方もいろんな考え方あると思うのです。更別の基金条例の中に目的、項目ごとにあります。その当てはまらない人方、要するに更別村にともかく寄附をしたいという人方に関しては、更別村からそういった人方についてはふるさと納税の趣旨を生かして、こういうことに使いますよということを強く発信していくべきだということに私は思っているのです。その辺を考慮した中で今後取り扱っていただきたいなということで確認させていた

だきます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今上田議員さんおっしゃられたとおり、しっかりと検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第28号 平成29年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

◎日程第6 選挙第1号

○議 長 次に、日程第6、選挙第1号 更別村選挙管理委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

この選挙は、選挙管理委員4人及び同補充員4人の任期が来る5月7日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員に五十嵐博幸さん、田中康雄さん、黒木しのぶさん、宍戸芳栄さんを、選

挙管理委員補充員に山崎剛さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、内海春美さんを指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま議長において指名をいたしました五十嵐博幸さん、田中康雄さん、黒木しのぶさん、宍戸芳栄さんの以上の4名を選挙管理委員に、山崎剛さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、内海春美さんの以上4名を選挙管理委員補充員としてそれぞれ当選人として定めることとし、選挙管理委員補充員の順位についてはただいま指名した順位といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました五十嵐博幸さん、田中康雄さん、黒木しのぶさん、宍戸芳栄さんが選挙管理委員に、山崎剛さん、高橋良子さん、斗澤博幸さん、内海春美さんが選挙管理委員補充員に当選をされました。

選挙管理委員補充員の順位については、指名した順位といたします。

◎閉会の宣告

○議長 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

これにて平成29年第2回更別村議会臨時会を閉会をいたします。

(午前10時33分閉会)